

平成22年6月24日

会員各位

社団法人奈良県柔道整復師会  
会 長 辰 己 二三雄  
保険部長 米 田 博 伸

### 様式第2号の届け出について（説明）

“ 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る届け出書面の定額料金徴収について ”

前略失礼致します。

今回の柔道整復療養費見直しに際して、その内容を遵守することを新しく意思表示するべく標記の様式第2号の提出が必要であることは先日の説明会で申し上げた通りでございますので期日以内の提出をお願い致します。

さて、同様式中に “ 柔道整復の施術に係る療養費の算定基準の備考5に基づく施術所の届け出 ” という項目で、定額料金の徴収を（行う・行わない）を問う部分がございます。

この部分について、ご説明を申し上げます。

いわゆる長期逡減（施術期間が5カ月または6カ月を超える施術）が適用される場合の請求に関して、**3部位以上の施術を行った場合で、あらかじめ届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限って、施術部位数に関係なく、後療料・温罨法料・冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定できる。**  
**この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。**  
と定められています。

しかし、この定額料金を行う場合には患者への十分な情報提供を前提として当該の特別料金に係る施術内容・料金等を施術所内に明示しなければなりません。また、特別料金は患者ごとや届け出勤務柔整師ごとに異なった料金徴収は認められず、その金額設定は、社会的妥当適切な範囲でなければならないなどの制約が定められています。

早々

定額制に係る支給基準の抜粋内容は本会ホームページに掲載しております

## — 療養費の支給基準に記載される定額制に係る通知の抜粋 —

### 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」

備考5.

初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）から起算して5カ月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3.備考4.による方法に代えて、あらかじめ地方厚生（支）局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。

この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。

※備考3.備考4.とは、それぞれ通常の多部位逡減と長期逡減の方法をいう。

### 「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」

第5

4.その他の事項

(5)

ア

地方厚生（支）局長及び都道府県知事に対し「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和60年5月20日付保発第56号別紙）の備考5.に掲げる施術（以下「長期・多部位の施術」という。）の場合の定額料金を算定する旨を届け出た施術所において、柔道整復師が当該施術を行った場合は、施術部位に関係なく、1,200円を算定し、当該施術に要する費用の範囲内に限り、これを超える料金の支払いを患者から受けることができること。ただし、柔道整復師が扱う骨折、脱臼、打撲及び捻挫が国の公費負担医療制度の受給対象となる場合は、患者からの特別の料金の徴収については認められないものであること。

イ

患者から特別の料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供を前提として、

当該特別の料金に係る施術の内容、料金等を施術所内の見やすい場所に明示するものとする。

ウ

特別の料金の設定については、施術所単位で同一のものとし、例えば柔道整復師ごと、又は患者ごとに異なった料金の設定は行わないこと。

なお、部位数又は施術内容に応じた料金の設定を行っても差し支えないこと。

エ

特別の料金については、その徴収の対象となる施術に要するものとして社会的に見て妥当適切な範囲の額とすること。

オ

当該施術を行い、長期・多部位の施術の場合の定額料金を算定し、患者から特別の料金を徴収した場合は、その旨を施術録に記載しておくこと。

#### ※保険部による解説

定額制による算定とは、多部位（3部位以上）で且つ長期通減の適用を受ける場合において、事前に届け出を行った施術所及び柔道整復師による施術に関して、一律1200円の算定が認められるものである。

加えて社会通念上妥当な範囲であるものの、受診者から特別料金を徴収出来るという算定方法である。

しかし、この定額制を導入する場合、事前に施術所ならびに勤務する柔整師の届け出は勿論のこと、定額制導入施術所である旨及び特別料金体系について院内での啓示、ならびに受診者への十分な情報提供（説明と同意）が必要となる。

また定額制の導入による特別料金の金額設定は施術部位数や施術内容に応じた規定を設けた料金体系としなければならず、患者ごとに料金変更を行うことは勿論、施術する柔道整復師により任意に料金変更するなどは認められない。

定額制を導入した場合には、すべて一律この制度を適用した算定でなければならない。